

中国民権保障同盟の成立

—中国現代知識人の「民権」擁護運動—

吉川 榮一

はじめに

近代中国における民主化要求運動は、陳獨秀による1915年9月の《青年雑誌》(翌年9月《新青年》と改称)創刊を嚆矢として展開された「新文化運動」以来、その時々の政府当局の弾圧と闘いながら今日に至るまで連綿と続けられている。広範な民衆に支えられた昂揚期と当局の徹底的弾圧による停滞期とが波のうねりのように繰り返され、微視的に見るならば、その歩みは遅々として少しも前進していないかのようではある。しかしながら、あたかも巨大な螺旋階段を登るがごとく、民主化運動が少しずつとはいえ着実に成果を獲得しつつあることは疑いを入れる余地がない。この民主化運動の先頭に立って闘ってきたのは、過去もそして現在も中国の知識人たちである。彼らにとって、中国を亡国の淵から救い豊かな統一国家にすることと民主的な自由を獲得することの二つは、車の両輪のごときものであり、そのいずれを欠かすこともできないものとして意識されていた。とりわけ、日本による侵略と蒋介石政権による独裁強化が並行していた1930年代においては、抗日戦争に勝利し祖国を防衛するためにも、民主的な諸権利獲得の必要性が強く認識されるようになっていた。日本の侵略に立ち向かうためには全中国人民を結集する必要があり、そのためには、抗日前に立ち上がった人々を容赦なく投獄する蒋介石政権を突き動かし、愛国的な青年たちを窮地から救い出すことが何よりの急務だったからである。

ここに取り上げる「中国民権保障同盟」は、人権擁護と民主的諸自由を求める知識人たちが1932年の末に結成した、中国最初の人権擁護団体である。

この中国民権保障同盟（以下、「同盟」と略称。）が、後に詳しく触れるその成立宣言や宋慶齡・蔡元培ら指導的人物の発言から容易に知れるように、1931年の九・一八事変（所謂満州事変）を契機として中国民衆の間に広く沸き起きていた抗日運動を背景としていることは言を俟たない。人権の擁護につ

いては、九・一八事変直後の知識人の抗日運動でも提起されており、1931年10月27日上海の大学教授200名が連名で発表した声明の中で次のように主張している。

「人民の権利を尊重し、人民を国家の主人公とする。党治（国民党による統治——引用者注）以来、この主人の権利はことごとく剥奪され、法律上の権利はなく、一切の保障もなく、眞の民意は抑圧されて消沈している。」

「今正論を發揚し、民意を正しく表現するならば、まさに人民固有の権利を尊重することが、目前の急務である。⁽¹⁾」

まさに平野正氏も指摘している通り、日本の侵略から祖国を防衛することは単に一政府の仕事ではなく、全人民の総力を結集してのものでなければならず、そのためにはまず人民の権利を尊重しなければならないと当時の中国知識人たちは考えたわけである。覚醒した知識人たちにとっては、抗日戦争の勝利と民主主義の確立とが密接不可分のものとして認識されていたのである。したがつて、大きな流れとしてみると、明らかに「同盟」は、当時の知識人が共有するこうした時局認識を基盤として組織されたものであった。

国家が危機的情況に瀕しているとき、無批判に政府に協力して総動員体制的な社会に雪崩れ込んでいくのではなく、危機に瀕しているからこそ、人民に対する政府の抑圧を批判し、人民の民主的権利をあくまで擁護し発展させていくとする中国の知識人の発想は、日本のそれはと大きく異なっているように思われる。もちろん、初めから政府のお先棒を担いだ者もいれば、当局の恫喝に屈して節を曲げた者もいたにせよ、政府との対決をも恐れず、終始一貫民権擁護の論陣を張り続けた知識人が少なくなかった。今日においても、国際社会における中国の政治的経済的地位の相対的低下、産業・貿易の不振、国内経済の混乱等の様々な問題を抱え、知識人の間の危機感が高まるにつれ彼等の民主化への渴望も大きくなっていたことは周知の通りである。「同盟」を支えた人々もまた、日本の侵略という危機的情況だからこそ、民主的社会を求め、敢えて政府に対する異議申し立てに立ち上がったのであった。

本稿では、古来民主的伝統に乏しかった中国において、人権擁護と民主的諸権利を求めて公然と政府に立ち向かった先覚者たちの足跡をまず明らかにした

中国民権保障同盟の成立

い。中華人民共和国成立以前の民主化運動は、国共の対立抗争の影に隠れてこれまであまり広く知られていない。これを紹介することは意味のことでもあるまい。のみならず、1930年代初めの彼等の言動を追うことによって、今日まで受け継がれてきている粘り強い民主化要求闘争を支える中国知識人の特質の一端にも触れうるのではないかと考えている。そしてそれは同時に、体制の如何を問わず、彼等の理想実現を阻んできた「非民主の壁」の分厚さを我々に思い知らせるものでもあろう。

(1) 「各大学教授慟國亡無日」；《時報》1931年10月27日、平野正『中國革命の知識人』(日中出版、1977年) 14、5頁。

第一節 「同盟」前史

中国民権保障同盟の発起が公になったのは、1932年12月18日付の《申報》紙上に掲載された「宋慶齡等発起中国民権保障同盟」⁽¹⁾においてである。この時掲載された「宣言」は、「中国民権保障同盟籌備委員会」の名義で発せられた。では、この「籌備委員会（準備委員会）」とはいかなるものであったのだろうか。「宣言」そのものに触れる前に、「籌備委員会」が組織されるまでの経過、すなわち、「同盟」結成に至るまでの、言わば「前史」とも言える経緯をまず概観してみたい。

1931年6月17日（一説に6月15日）、汎太平洋産業同盟上海辦事處秘書のポール・ヌーラン (Paul Noulens) は、その夫人とともに上海共同租界の行政機関である工部局により逮捕された。ヌーランはポーランド生れで、⁽²⁾1930年3月モスクワからハルビン・大連を経由して上海に至り、同地で活動していた。彼は汎太平洋職工会秘書處上海辦事處秘書でもあり、また実はコミニテルン極東局の責任者でもあった。⁽³⁾逮捕後ただちに、中国共産党中央の連絡員であった潘漢年とソ連の赤軍情報部のゾルゲとが中心となって救援活動を展開した。この時、

潘漢年は主として上海の文化人たちに働きかけ、一方ゾルゲはアグネス・スマドレーを通して宋慶齡、楊銓、エドガー・スノー、ハロルド・アイザックスらに働きかけた。こうして、宋慶齡らはヌーラン救援に乗り出すことになった。⁽⁴⁾

その間、身柄を工部局から松滬警備司令部に引き渡され、さらに南京や蘇州の法院監獄、軍事監獄をたらいまわしにされた夫妻は、劣悪な待遇に抗議して度々ハンガー・ストライキを行ない、国際的にも大きな反響を呼んだ。クララ・ツェトキン、ケーテ・コルヴィッツ、ロマン・ランなど多くの外国の知識人からヌーラン夫妻救援を依頼する電報が宋慶齡の許に寄せられてきたという。⁽⁵⁾

のちに「同盟」副主席となる蔡元培がいつごろからヌーラン夫妻救援活動に加わるようになったかは定かではない。しかし、当時楊銓は中央研究院総幹事として、院長の蔡元培の片腕となって研究院の運営に当たっていたし、個人的にも蔡元培とは極めて親しかったから、⁽⁶⁾楊銓を通して事件について逐一報告を受けていたことであろう。1932年5月3日、蔡元培は行政院院長の汪兆銘に宛てて、ヌーランの公開裁判を要請する次のような電報を打っている。

ヌーラン事件、久しく国際的な注目を集め、欧米学者、国際救援委員会を特設し、救援に専心す。ヌーラン氏の主張の如何を問わず、政府、裁判所をして公開裁判を行なわしむべし。且つ弁護士による弁護を許可すべし。中国、まさに世界の公理と同情を求める所。しかば、我もまた公理と同情をもって人に接すべし。⁽⁷⁾

また、正確な時期は不明であるが、蔡元培は宋慶齡・楊銓らと連名でも上述のものと同様の内容の電報を国民党中央に打電しており、⁽⁸⁾宋慶齡、蔡元培、楊銓を中心とした一つの人間的な繋がりが生まれてきたことを窺わせる。こうした国内外の活動が幾分なりとも効果を現わしたものと見え、軍事法廷ではなく一般の裁判所で夫妻の公開裁判が行なわれることになった。1932年7月1日、江蘇省高等法院で審理が開始されると、中国国内の支援の動きはいっそう活発となり、7月10日には、魯迅、柳亞子、茅盾、陳望道、郁達夫ら32人が、連名でヌーラン夫妻の釈放要求を国民党当局に打電している。⁽⁹⁾翌11日、宋慶齡は自ら南京に駆けつけ、夫妻にハンストを中止するよう勧告するとともに、⁽¹⁰⁾蔡元

培、楊銓、林語堂らと「ヌーラン夫妻救援委員会（牛蘭夫婦營救委員會）」を結成したことを発表している。⁽¹¹⁾宋慶齡はその中で、前日釈放要求を発表した魯迅、柳亞子らのグループにも同会への参加を求め、ヌーラン夫妻救済のための統一組織結成を呼びかけている。このように、宋慶齡らを中心とした人的繋がりは次第に拡がりを見せはじめ、どうやら1932年の夏ごろには、「ヌーラン夫妻救援委員会」を母体として「同盟」の原型とでも称すべきものが形成されてきたようである。

楊銓（「同盟」総幹事）の長男楊小佛の回想に拠れば、1932年の夏秋ごろには、「同盟」の発起人たちが設立準備のために何回も会合を開いていたという。⁽¹²⁾恐らくこの会合が、のちに「中国民権保障同盟籌備委員会」として対外的に発表されたものであろう。こうした会合と並行して、より具体的な準備作業が楊銓によって進められていたという事実は、それがすでに実質的に「籌備委員会」と称しうるものに成長していたことを物語っている。当時、「同盟」の入会申込書、会費の領収書、宣言文等は、楊銓と関係の深かった中国科学図書儀器公司すでに印刷に付されていたのである。⁽¹³⁾こうした準備活動の合間にも、のちに「同盟」の中心となって活動した人々は、実際の政治犯救援活動を行なっている。同じ年の10月、中国共産党のかつての指導者であり、当時トロツキストとして活動していた陳獨秀らが逮捕された時にも、歩調を合わせて救援活動を展開している。⁽¹⁴⁾同じころ、宋慶齡は外国紙への書簡で次のように語っている。

全ての政治犯及び清共（1927年4月の反共クーデター——引用者注）時の犠牲者の保護救済を専らその職務とする団体を組織しようと目下考えています。中外の知識人及び友人諸氏がこの運動に参加されんことを希望しております。⁽¹⁵⁾

この書簡からみて、このころには「同盟」結成の動きがかなり煮詰まってきたと考えてよいだろう。一方、国民党当局もこうした動きをただ手を束ねて見守っていたわけではなかった。宋慶齡や蔡元培らが救済しようとしていたのは、ヌーランにせよ陳獨秀にせよ、みな共産党がらみの人物であったから、当局側は神経をとがらせずにはいなかつたはずである。しかも、ことあろうに孫文未亡人の宋慶齡と国民党元老の蔡元培のような大立者が中心となつてい

たことは、いやがうえにも当局側を強く刺激せざにはおかなかった。彼等の動きを牽制するがごとき警告が、奇しくも宋慶齡の書簡を紹介した同じ紙面に掲載されている。

南京市党部は、書面をもって概ね次のように蔡元培・楊銓に警告した。

同志らは先にヌーランの保釈を請い、清議の非難するところとなったにもかかわらず、今また中央に打電して陳独秀の保釈を請うている。これは、私情にとらわれ、道理を曲げて庇護を加えるものであり、反動を力づけるものである。ゆえに特に警告を発す。⁽¹⁶⁾

この警告は、たとえ蔡元培や宋慶齡のような有力者といえども国民党に表立って盾突くことは許さないという当局の強い姿勢を示したものであり、のちに実際行なわれた手酷い攻撃の序曲であった。しかし、これに屈することなく、「同盟」の結成準備工作は着々と続けられ、この年の末になってようやく正式発足に漕ぎつけたのであった。

- (1) 《申報》1932年12月18日、魯迅研究室 陳漱渝、陶忻編『中華民国資料叢稿 中国民権保障同盟』(中国社会科学出版社、1979年) 25～6頁、以下『資料叢稿』と略称。
- (2) 孫常煒編著『蔡元培先生年譜伝記 下冊』(台湾国史館、1987年) 396～7頁では、スウェーデン人としている。
- (3) 『魯迅全集』(人民文学出版社、1981年) 第4巻、493頁；鄭燦輝・季鴻生・吳景平『宋慶齡与抗日救亡運動』40頁；福建人民出版社、1986年) 等に拠る。なお、ヌーラン夫人が宋慶齡に宛てた書簡では、夫をPaulと呼び、彼女自身はGertrude Rueggと署名している(原載；《中国論壇》第三卷第四期、『資料叢稿』49～54頁)。また、尾崎秀美もその訳書『女一人大地を行く』(3頁、酣燈社、1951年) の中で「ルエッグ夫妻」としているし、さきの『魯迅全集』第4巻の注でも「Paul Ruegg」としているが、当時「牛蘭(ヌーラン)事件」として取り沙汰されており、ここでも「ヌーラン」と呼ぶこととする。ちなみに、波多野乾一『中国共産党史』では、「ヌウラン夫妻」としているものの、夫人の名は「ヴァンダリュイセン」と記して

中国民権保障同盟の成立

- いる（第二巻、214頁、時事通信社、1961年）。
- (4) 前掲『宋慶齡与抗日救亡運動』40頁。
- (5) 「如驟雨之電文、隨颶風吹來、全德百余名教授文学家環憇宋慶齡援助牛蘭夫婦」：《文芸新聞》1931年9月7日、『資料叢稿』43～44頁。
- (6) 林語堂「記蔡元培先生」：孫常煒編『蔡元培先生全集』（台湾商務印書館、1977年第二版）1471頁。楊小佛「紀念魯迅和他同時代的人」：魯迅博物館魯迅研究室編『魯迅誕辰百年紀念集』（湖南人民出版社、1981年）258～259頁。
- (7) 前掲、孫常煒編著『蔡元培先生年譜伝記 下冊』397頁。
- (8) 高平叔編著『蔡元培年譜』（中華書局、1980年）108～9頁。
- (9) 復旦大学・上海師大・上海師院『魯迅年譜』編写組編著『魯迅年譜（下冊）』（安徽人民出版社、1979年）502頁。なお、魯迅博物館魯迅研究室編の『魯迅年譜（第三卷）』（人民文学出版社、1984年）では、「32人」ではなく「36人」としている（331頁）。
- (10) 「宋慶齡昨到京」：《申報》1932年7月12日。
- (11) 「孫夫人領導下之當救牛蘭會發表英文宣言」：《申報》7月12日。
- (12) 楊小佛「我所知道的中国民権保障同盟」：『資料叢稿』168～9頁。
- (13) 楊小佛「我所知道的中国民権保障同盟」：『資料叢稿』167頁。
- (14) 《申報》に拠れば、10月23日、蔡元培、楊銓、柳亞子、林語堂らは、国民党中央及び国民政府に打電して陳独秀らの救済を図っているし（10月24日付。前掲の『蔡元培先生年譜伝記 下冊』（405頁）に拠れば、宋慶齡も名を連ねていたという。）、27日には蔡元培、胡適の二人で、陳独秀事件の公開裁判を当局に要求している（10月28日付）。また、宋慶齡も陳独秀救済に尽力していたことが11月1日付の紙面に見える。
- (15) 「宋慶齡之新志願」：北平《民国日報》1932年11月3日、『資料叢稿』24頁。
- (16) 「南京市党部警告蔡元培」：北平《民国日報》1932年11月3日、『資料叢稿』183頁。

第二節 中国民権保障同盟の成立

「同盟」がいつ正式に発足したかを伝える史料はない。しかし、前節で触れたように、「同盟」成立を報じる記事が、その宣言文とともに1932年12月18日付の《申報》に掲載されていることから判断して⁽¹⁾、12月17日以前には成立していたはずである。いずれにせよ、「同盟」がこの宣言文を発表した時点から、「同盟」の公然たる活動が始まったのであった。蔡元培の起草した宣言は、次のような言葉で始まっている。

中国民衆が革命の大犠牲を払って求めた民権が、今に至るもまだ実現していないことは、誠に痛恨の極みである。輿論の抑制と不法な逮捕殺戮を伝える記事はしばしば新聞で目にすることもあり、甚だしきに至っては、青年男女が時として政治犯の嫌疑をかけられ、ついには秘密軍事裁判で処罰されてさえいる。公開の裁判であっても社会世論に民権の弁護を求めるという最低限の人権も剥奪されている。かくのごとき状態に有効かつ充分なる改革を加えんと欲するならば、かかる状態を産み出した環境の改造に努力するよりほかないことを我々は熟知している。同時にまた、AINシュタイン、セオドア・ドライザー、ジョン・デューイ、パートランド・ラッセル、ロマン・ロランらを指導者として、先進各国には皆民権保障のための国際組織が設けられ、こうした組織の主旨が、人類の生命と社会の進歩に必須の思想の自由と社会の自由を保障することにあることも承知している。同一の理由に基づいて、我々は中国民権保障同盟結成を発起したのである。⁽²⁾

蔡元培は「同盟」の活動目的として次の三点を挙げている。

- (一) 国内の政治犯の釈放と、不法な拘禁、拷問、殺戮の廃絶のため奮闘する。本同盟はまず何よりも、社会の関心を引くことのない大多数の無名の囚人のために尽力したいと願っている。
- (二) 国内の政治犯に法的その他の支援を行なうとともに、監獄の状況を調査して、国内の民権抑圧の事実を公表し、社会世論を喚起する。

中国民権保障同盟の成立

(三) 結社集会の自由、言論の自由、出版の自由などの民権獲得に努力する一切の鬱憤に協力援助する。⁽³⁾

先に引用した政治犯救済組織設立に触れた書簡の中で、「世間は陳独秀救援を知っているばかりで、同時に逮捕された十一人のことを取り上げないし、ましてやテロの時代の犠牲となった闘士に言及することはない」と宋慶齡は嘆いており、「同盟」の目的（一）の「無名の囚人のために尽力する」という言葉は、社会から忘れられた多数の政治犯をなんとか救済したいという彼女の意向をも反映したものと言える。彼女は、「同盟」発足間もない1932年12月30日、中外の新聞記者を招いて開いた記者会見に、次のような言葉を寄せた。

皆さんに謹んで申し上げたい重要なことがあります。それは、本同盟が最も力を尽くしたいのは、各監獄に詰め込まれた無名無告の、社会から忘れられた多数の政治犯を援助することにあるということです。あなたがた新聞界の方々は、無数の同胞が不法に拘禁されていることや、中世の遺物である秘密軍法裁判が存在していることをよくご存じのはずです。あなたがたはこれらの事実に対して、このまま沈黙を守り、抗議さえしないのでしょうか？ それとも、民権保障同盟と心を一つにし、ともにこのお互いの責任を担っていこうとされるのでしょうか？⁽⁵⁾

けれども、「大多数の無名の囚人のため……」というのは、ひとり宋慶齡のみならず、「同盟」に結集した大部分の知識人に共通する願いでもあったことは言うまでもない。すでに述べたごとく、九・一八事変（満州事変）以来、中国人民の亡国の危機感はいよいよ深まり、多くの青年が愛国之情に駆られて抗日運動に身を投じていった。これに対し、国民党当局は、共産党員という嫌疑で容赦なく逮捕拘禁し、秘密裡に処刑したのである。無論これら青年の中には事実共産党員だった者も多かったに違いないが、そうでなかった者も数多くいたはずである。しかし、共産党員であろうがなかろうが、抗日の主張自体が国民党の権力基盤を危うくしかねないものであった。蒋介石を中心とする当時の国民党当局にとって、共産党の根絶こそが急務であり、全人民による「一致抗日」という主張は国民党の政治的地位を相対的に低下させるものでしかなかったからである。当時どのくらいの数の青年が殺されたのか、具体的な数は今なお明

中国民権保障同盟の成立

らかではないが、沈鵬年は、九・一八事変以前の1930年8月から10月までの三ヶ月間だけで14万人の共産党員と進歩人士が殺されたと記している。⁽⁶⁾このことから推すならば、抗日運動がいっそう激しさを増していた「同盟」成立当時には、さらに多くの犠牲者がいたであろうことは想像に難くない。また、逮捕された政治犯については、エドガー・スノーが「五万人の政治犯」という言葉を残している。⁽⁷⁾いずれにせよ、万をもって数える犠牲者と政治犯が存在していたことだけは確かであろう。

日本による侵略を目のあたりにして、立ち上がった抗日青年たち……。容赦なく彼等に襲いかかる国民党特務機関……。民族滅亡の危機感と愛国之情の深さにおいて青年たちに譲るものではなかった多くの知識人は、どんな思いで国民党当局の抗日運動弾圧を見つめていたのだろう。おそらく、青年たちの熱情と共に鳴し、彼等の辿る悲惨な運命に胸を痛め、弾圧を続ける当局に対して強い憤りを覚えていたに違いない。魯迅のように身近の青年を特務機関に奪われた者でなくとも、現状に対する苛立ちと悲しみを禁じえなかつたはずである。「同盟」はこうした人々の有形無形の支持を背景に、国民党当局に対して抗議の声を上げたのである。つまり、「政治犯」という名の抗日活動家を救済することこそ、多くの知識人にとって焦眉の問題にほかならなかつたから、「同盟」結成の第一の目標に「政治犯救済」を掲げたのはむしろ当然のことでもあったのである。

やや先走って言えば、政治犯の救済に「同盟」が実際上どの程度の力を持ちえたかは疑問が残る。しかし、国民党の特務機関が恣に誘拐や拘禁を行なっていた当時の状況において、当局に面と向かって抗議を申し入れ、救済に努力する組織が誕生したこと自体に多くの知識人は期待を寄せていたのである。そして、やむにやまれぬ思いを抱いて、彼等は「同盟」に加わっていった。それまでジャーナリストとして抗日の宣伝に努めてはいたものの、実際の活動に関与することのなかつた鄒韜奮が、敢えて一步踏み込んで「同盟」に参加した事実はそのいい例である。先に触れた「同盟」の記者会見に一記者として参加した彼は、「ただ、目下の状況では、文書や電報による呼びかけだけで民権が保障しうるかどうか疑問である……」と認めながらも、「我々はもちろん同盟の積極的

中国民権保障同盟の成立

な活動を期待するとともに、微力の及ぶかぎり、孫夫人の所謂『共同の使命のために連合戦線を構築し、誠実に協力すべきだ』という言葉を実践していきたい」と、その決意を明らかにした。⁽⁸⁾当時置かれていた状況と「同盟」の誕生について、彼はのちに次のように記している。

蔡元培先生と孫夫人（宋慶齡を指す——引用者注）らが民権保障同盟を発起した時分、所謂特務がすでに横行していた。彼等は裁判所と法律の目の届かないところで、誘拐という手段で秘密裡に逮捕し、拷問で自供を迫り、残酷非道にも思いのままに処刑した。たとえ無実であってもそれを申し立てることもできなかった。このような無法至極の暗黒の状況のもとで、犠牲となった有為の人材と無事の青年がいったいどれほどいたことだろう！……中略……民権保障同盟はこうした暗黒の違法行為を暴露し、法に基づいて救済しようとしたものである。

蔡元培先生は党と国家の重望を担い、国家と民族の礎となる優秀な青年や人材を愛護してやまなかった。孫夫人はこれまでずっと正義を主張しつづけ、国際的にもよく知られていた。彼等二人が正副主席となったことによって、同盟の力はさらに強化され、国際的な宣伝の上でもより強力になった。……中略……一般の人が当局に哀願して問い合わせたとしても、彼等は面の皮を厚くして、全くそんなことは知らないとか、全くそんな人物は知らないとか返答することができるが、それに対して我々は彼等をどうすることもできない。ところが、党と国家の元老が主宰する同盟が事実に基づいて交渉したなら、当局側も一般の人を相手にするように簡単にあしらうわけにはいかないのである。⁽⁹⁾

鄒韜奮も言うように、孫文未亡人たる宋慶齡が主席で、中華民国建国以来の国民党の長老格で人望厚い蔡元培が副主席とあれば、国民党当局もいい加減にあしらうことはできない。まして、「孫中山のスローガンである『民権』を借りて蒋介石の向こうを張ったものであった⁽¹⁰⁾」というからなおさらである。「民権」は孫文の「三民主義」の三つの柱（民族主義・民権主義・民生主義）の一つとして掲げられている。その「民権」を孫文ゆかりの人々が保障せよと主張したわけである。これでは、「三民主義」を国是とする国民党政府としては、迂闊

には手出しできないはずである。⁽¹¹⁾

さて、すでに触れた12月30日の記者会見の席上での挨拶で、蔡元培は次のようにその所信を明らかにしている。彼の挨拶は、宋慶齡のように熱っぽく人に迫るという物言いではなく、懇々と人を諭すがごとき口調ながら、その中に寸鉄人を殺す鋭さを秘めていた。

我々が保障したいと願っているのは人権であります。我々の対象は人であり、同じく人である以上、ひとしく保障されるべき普遍的人権を有しているはずです。それゆえ、我々には、第一に党派の成見がありません。……中略……第二に、我々は国家の境界を設けません。どこの国の人であろうと、同じ人間である以上、国籍により差別して蔑視を加えるべきではないからです。……中略……第三に、我々は既決囚か未決囚かをあまり区別致しません。⁽¹²⁾

蔡元培が最も強く主張したかったのは、この第三点についてであった。彼はその挨拶の半分近くをその説明に充て、次のように続けている。

まだ刑の確定していない人については、その人の人権が蹂躪されではならないのは当然のことですし、すでに刑の確定した人でも、冤罪であれば、当然救済する必要があります。すでに刑も確定し且つ冤罪でもない人については、もし悪人を仇敵のごとく憎むという心理によるなら、全く取り合わなくともよいかに思えます。しかし、人が罪を犯すのは、犯罪学者は生理的欠陥に起因すると考えていますし、社会主義の立場では社会的原因によるとしています。すなわち、罰はその罪に相応するという根本においてさえ、本来なお考慮の余地があるのです。それゆえ、「如得其情、哀矜勿喜」という古人の箴言があります。また、根本の事情に些か遡って観察しますれば、たとえ法律による制裁という点では、その罪に相当する罰は当然と認めざるを得ないとしても、しかるべき罰以上にさらに罰を課すべきではありません。もしもそんな罰を加えるならば、やはり人権を保障する必要があります。例えば獄中におけるリンチ・虐待などがそうです。ですから、無罪の人に対しても有罪の人に対しても、我々は区別することがないのです。諸君の新聞は、愛国心から祖国を特別擁護したり、一党

中国民権保障同盟の成立

一派との特別の関係から、政見の上で一方を擁護し他方を攻撃する態度をとったりすることが、必ずしもないとはいえませんし、それは仕方のないことでもあります。しかしながら、普遍的な人権については、国家・党派の関係を超越して判断されんことを諸君にお願いする次第であります。⁽¹³⁾

このように蔡元培は、現行法による処罰が合法であるか否かよりも、政治犯に対する不当な待遇そのものを問題にしていたのであった。そして、それはとりもなおさず、国民党当局に対する批判にほかならない。蔡元培がさり気なく引いた「如得其情、哀矜勿喜」という言葉に彼の深い思いが込められていた。これは、『論語』子張篇の中で曾子の言葉として伝えられているものである。

孟氏使陽膚為士師。問於曾子。曾子曰、上失其道、民散久矣。如得其情、則哀矜勿喜。⁽¹⁴⁾

魯の大夫孟孫氏により訴訟を担当する士師に任じられた陽膚が、師である曾子にその心得を尋ねた際、曾子はつぎのように諭したというのである。

「人の上に立つ者が為政者としての正しい道を失ったために、民心が為政者から離れて久しいものがある。したがって、犯罪事実を把握したなら、その罪人に憐憫の情を注いでやるべきであって、罪状を摘発したことを喜んではならない。」

民が犯罪を犯すに至った責任の大半は、上に立つ者の腐敗堕落に存するのだと意が、「如得其情、哀矜勿喜」という蔡元培の言葉の中に込められていたわけである。これが、「上失其道、民散久矣」に続く『論語』中の言葉であることは、当時の知識人にとって、言わば「常識」であり、蔡元培の言わんとしたことは直ちに理解されたに違いない。つまり、国民党当局が「危害民国緊急治罪法」等を盾に共産党員を含む多数の抗日活動家を罪に陥れていた当時の状況においては、彼のこの言葉は当局を鋭く批判するものだったのである。当たり障りのないような挨拶は、このわずか八文字で国民党に対する譴責に変わった。温厚な人柄から、「好好先生」とか「阿弥陀仏」とか陰で呼ばれることが多い蔡元培であったが、一見抽象的な議論をたった一言でたちまち現実の次元に引き戻すこの鮮やかな手並みを見ると、やはり一筋縄ではいかぬ人物だと改めて感じずにはいられない。

先にも触れたように、「民権」の回復と政治犯釈放を求める「同盟」の主張は、それだけで国民党のファシショ的支配体制の根幹を揺るがしかねないものであったから、「同盟」結成と同時に当局と鋭く対立しないわけにはいかなかった。直接共産党支持を打ち出したものではなかったにせよ、「同盟」の活動が共産党側に有利な政治的作用を果たしたことは否めない。「同盟」に参加した人々の中には、初めからそれを意識して行動していた者もいたであろうが、初めは単純に「民権」擁護の主張に賛同して加入し、活動の過程で自分の行動が当局と対決し共産党を援助する結果を招くことに気付いた者もいたであろう。問題はそこでの対応の仕方である。腰砕けになってしまうか、あくまで原則を堅持して活動を続けるかである。詳しくは次節で扱うが、胡適除名事件を契機として少なからぬ会員が「同盟」を去ったなかで、「同盟」の活動が共産党に有利だからではなく、有利であるにもかかわらず「同盟」と行動をともにしようと考えた人々によって、「同盟」は支えられていたと言っても過言ではない。

- (1) 「宋慶齡等発起中国民権保障同盟」；《申報》1932年12月18日、『資料叢稿』25～26頁。
- (2) 注(1)と同じ。訳出に当たっては、六四中国近現代史研究者声明有志連絡会編『中国——民主と自由の軌跡』(青木書店、1989年) 158頁を参照した。なお、引用中の「民権」と「人権」という言葉は、原文に用いられているものをそのまま踏襲している。以下の引用においても同様である。
- (3) 注(1)と同じ。4月26日の「同盟」臨時全国執行委員会で決議された「中国民権保障同盟章程」でも、この三項目はほぼそのまま継承されている。異なるのは、第一項目の「国内の政治犯の釈放と、不法な拘禁、拷問、殺戮の廃絶のため奮闘する」という部分が、「国内の政治犯の釈放と、一切の拷問及び民権を蹂躪する拘禁・殺戮の廃絶のため奮闘する」に表現を変えている点だけである。(「中国民権保障同盟単刊第一号」；『資料叢稿』3～4頁。)
- (4) 前掲「宋慶齡之新志願」；『資料叢稿』24頁。
- (5) 「孫夫人演詞」、《申報》1932年12月31日；『紀念与研究』第三輯 (上)

中国民権保障同盟の成立

海魯迅紀念館、1980年12月) 85頁。この記事に拠れば、当日宋慶齡は風邪のため欠席し、蔡元培と楊銓の二人が記者会見に臨んでいる。彼女のこの談話は蔡元培により代読された。なお、この演説は、彼女の発言や文章を集めた『為新中国奮闘』(人民出版社、1952年)の中にも、手を入れた形で収められている。

- (6) 沈鵬年『魯迅研究資料編目』(上海文芸出版社、1958年) 490頁。
- (7) エドガー・スノー『目覚めへの旅』(松岡洋子訳、紀伊国屋書店、1963年) 77頁。
- (8) 鄭韜奮「民権保障同盟」、1933年1月7日執筆(?)；『韜奮文集』第一卷(三聯書店、1956年)、『資料叢稿』(19頁)所収。なお、彼はこの記者会見の行なわれた日を「12月29日」と記しているが、書かれている内容から見て、《申報》の報ずる「12月30日」の記者会見と同一のものであろう。
- (9) 「患難余生記」；鄭韜奮『経歴』(三聯書店、1978年第二版) 325～326頁。
- (10) 魯迅の弟で「同盟」にも参加した周建人の回想に拠る。周建人「略談魯迅」；『魯迅研究資料1』(爾雅社、1979年3月) 44頁。
- (11) 詳しくは別稿で扱うが、宋慶齡・蔡元培に直接手を下すことのできなかった蒋介石は、「同盟」総幹事であった楊銓を暗殺して彼等を威嚇したのであった。
- (12) 「蔡元培致詞」：《申報》1932年12月31日；『紀念与研究』第三輯、85～86頁。
- (13) 前注と同じ。
- (14) 解釈にあたっては、平岡武夫『論語』(全訳漢文大系第一巻、集英社、1980年)、諸橋轍次『論語の講義』(大修館、1952年)ほかを参照した。

第三節 胡適除名事件

「同盟」の組織形態は、結成当初の発表によれば次のように定められている。

本同盟は全国委員会を設け、五人ないし七人からなる執行委員会がこれを主持する。全国委員会は、各分会で選ばれた二人ずつの代表によって組織され、一年に一度総会を開き、執行委員を選出するとともに、会務を討議する。執行委員の任期は一年とし、執行委員会には主席一名、幹事数名を置く。本同盟は上海に本部（原文：「総会」）を置き、国内の各主要都市に分会を設ける。分会は、毎月最低一度会議を開き、全国委員会の分会代表は、分会の状況を毎月執行委員会に報告せねばならない。凡そ本同盟の主張に賛同し、主張実現のための実際活動に従事することを望む者は、国籍、性別、政治思想の如何を問わず、会員三人の紹介を経て執行委員会の過半数の承認を得たならば、本同盟の会員となることができる。なお、会員候補者が過去において民権剥奪の行為に関与していた場合、執行委員会はその加入を拒否することができる。⁽¹⁾

のちにこの規約はより精密な形に整備され、「中国民権保障同盟章程」となるのであるが、活動を開始したばかりの「同盟」はとりあえず以上のような規約に基づいて組織を始めたはずである。その最初の具体的な現われは、1933年1月17日の上海分会と⁽²⁾、1月30日の北平分会の結成である。⁽³⁾この二つの分会には、上海と北平（北京）という中国の二大都市の主だった知識人が、それぞれ四十名余りずつ加入している。上海分会は、「同盟」設立準備に関わった宋慶齡、蔡元培、楊銓、林語堂、アグネス・スマドレー、ハロルド・アイザックスらに加えて、魯迅、鄒韜奮（ジャーナリスト）、胡愈之（ジャーナリスト）、郁達夫（作家）、洪深（劇作家）、沈鈞儒（弁護士）、王造時（政治学博士、弁護士）など、錚々たる顔ぶれを揃えている。一方の北平分会もまた、胡適をはじめ、成舍我（《世界日報》社長、北平大学秘書長）、陳博生（《晨報》社長）、徐旭生（北平師範大學校長）、任叔永（化学者、中国科学社理事）、蔣夢麟（元教育部長——文部大臣に相当、北平大学校長）、馬幼漁（北平大学教授）など、当時の北平を

中国民権保障同盟の成立

代表する知識人が名を連ねている。⁽⁴⁾このように、当時の著名な知識人が数多く参加したことから見て、まずは順調な滑り出しであったと言える。上海分会の蔡元培や宋慶齡に寄せられた期待については前節で触れた通りであるが、北平分会に対しても熱い期待が寄せられていた。とりわけ、北平分会の主席となつた胡適は、新文化運動以来、多くの青年の尊敬を集めていた人物であったから、彼等の期待が彼に集まつたのも無理からぬところであった。アグネス・スメドレーも、「中国に人権を導きいれようとした最初の中国人指導者のひとりは胡適である、とつねに認めていた」し、⁽⁵⁾「人権を尊重する『法治』の必要について、落ちついて論理的な議論を展開」した「最も感銘のつよい論文を書いたのは、北京国立大学の胡適博士である」と言い切っている。このように、彼の北平分会主席就任は、誰から見ても極めて妥当な人選であったはずである。当時、北平大学経済系（経済学部）を卒業したばかりの千家駒は、「同盟」北平分会結成の動きを知り、次のような手紙を胡適に寄せている。

さきごろ新聞で、上海民権保障同盟が北平に支部を設置し、先生が組織を主宰される由を知りました。この消息に接し気持ちは高ぶり、小躍りして喜びました。この数年来、国民党統治の結果、ありもしない「反動」という罪名を着せられ無実の罪で死んでいった青年は数知れません。獄中には十三、四歳の少年もあり、様々な不法な拷問を加えられ、地獄にも勝る辛い日々を過ごしています。しかも、判決は司法の手続きを経ることなく、軍事機関の幹部の喜怒にまかせて一人の青年の運命を決定しているにほかならない有様です。民権保障同盟の任務は、消極的な一面では、この世の地獄で呻吟しているこれらの青年たちに対する援助であり、積極的な一面では、法律の認める、人民の身体・言論・出版の自由の保障を獲得することです。これは今日においてまさに一刻の猶予もならぬ活動であり、中国の青年にとって福音でもあります。しかも北平支部は先生が主宰されるのですから、必ずや効果も大きく、前途は洋洋としていることでしょう。⁽⁷⁾

胡適に対する熱い期待の伝わってくる手紙であるが、これ以外にも、「同盟」北平分会の結成を知り、助けを求める手紙が何通も胡適に寄せられており、⁽⁸⁾いかに多くの青年が胡適に期待していたかが窺われる。しかしながら、結果的に、

胡適は彼等の期待を裏切ることになった。ある文書を上海分会が公表したことをめぐって、胡適の主宰する北平分会は結成早々から上海の同志たちとぎくしゃくした関係に陥り、ついには胡適の除名、北平分会の実質的な活動停止という事態を迎えるのである。では、何故、胡適は除名されるに至ったのであろうか。その経緯の解明は、「同盟」の性格を一層明らかにするものになるはずである。

まず、胡適がどのような考えを抱いて「同盟」に参加したのかを見ておくことにしよう。北平分会発足直前の1933年1月26日、取材に訪れた新聞記者に彼は次のように語っている。

「人民の不法逮捕、言論・出版に対する取り締まりは、ここ数年来珍しいものではなくなったが、これは民国約法（暫定憲法）の規定に違背するものである。民権保障同盟の目的は、約法の明文に基づいて、民権が不法に蹂躪されることのないよう保護することにある。⁽⁹⁾

彼は、1月30日の北平分会成立大会の挨拶でも、問題は法律を正しく運用することにあるとして、こう述べている。

「現在、国家にはすでに基本的な法律があるのに、相変わらず人権保障を云々しなければならないことは、実に情けないことあります。民権の保障は、実に合法非合法の問題が重要な要素なのであります。……中略……現在、中国人は当局に不法に逮捕されると、常に個人的な縁故によって救出しようとするばかりで、法律を活用しようとする者はほとんどおりません。このことからも、一般の人々が法律（を活用する）習慣に乏しいことがわかります。⁽¹⁰⁾」

要するに、胡適の念頭にあったのは、現行法のもとで保障されているはずの権利を政府当局が尊重するよう要求することと、一般人民も法律に慣れ親しみ十分に活用できるようにすべきだということの二点にほかならない。当時の切迫した政治状況に具体的にどう対処するかという視点が、すっぱりと抜け落ちているのである。「同盟」の性格が未だ明確になっておらず、人権擁護の一点で人々が結集はじめたばかりであったから、胡適の公表した意見がすぐに大きな問題として取り沙汰されたわけではなかった。しかし、それが具体的な状況

中国民権保障同盟の成立

の中で語られたとき、一つの政治的立場の表明として大きな意味を持って立ち現れてきたのであった。胡適と上海の「同盟」会員との間の微妙なすれちがいは、気が付いたときには埋めようのない深い溝となっていた。

2月1日、「同盟」上海分会の宋慶齡らは、北平軍事委員会反省院収監中の政治犯から寄せられたアピールを「執行委員会」名で公表した。反省院におけるリンチや虐待の実情を訴えたこの文書の真偽と、その発表の経緯をめぐって、胡適は上海の会員、とりわけ宋慶齡やスメドレーに強い不信感を抱き、激しく反発した。

「私はこの三件の文書（スメドレーは、胡適と北平分会宛ての二通の書簡とともに、政治犯からのアピールを彼の許に郵送した——引用者注）を読んで、実に失望いたしました。反省院は、我々三人（杏佛・成平・私）が数日前実地に調査しました。多くの囚人と詳しく話し合いました。杏佛（楊銓）が皆さんに詳しく報告したことと思います。彼等が訴えた反省院における最大の苦痛は、足を鎖で繋がれていること、食事が栄養不足であることの二点です。孫夫人の受け取ったアピールにいうようなリンチや吊し上げに言及した者は一人もおりません。面談の際、劉質文というソ聯通信社の通訳をしていた人物とは英語で長い時間話をしましたが、もしそうした残虐行為があったなら、彼は英語で全て私にぶちまけたはずです。私の観察するところ、反省院では既決犯にそうしたリンチや拷問を加える必要はないはずです。……中略……」

上海総社は、この文書の出所を調査し、この文書の信頼度を調べてみるべきではないでしょうか。匿名の文書を考えもなく信用し、執行委員会の慎重な検討と決定を経ないまま一二の人が勝手に急遽発表するというのでは、総社自らその信用を失墜させることになります。また、我々実地に監獄を調査した者は、この文書の持ち出しあるいは捏造の嫌疑をこうむり、今後監獄調査は困難になることでしょう。⁽¹¹⁾

「張漢卿（張学良を指す——引用者注）の秘書王卓然氏も電話でこの文書の出所を問い合わせてきました。私は今おふたりに、あのアピールが意図的に捏造されたものであると申し上げることができます。こちらにはこの

ようなことを専ら行っている者がおります。本日、《世界日報》社が一通の書簡を寄越しましたが、封筒には我が家のある『米穀庫四号』から送ったとありました。……中略……この文書と孫夫人が受け取ったアピールは出所が同じで、ともに捏造されたものです。孫夫人が調べもしないで、その書簡が本物だとすぐに信じ込んで、外国の各紙に広く掲載されたことは、そして『全国執行委員会』の名義で発表されたことは、大きな誤りであります。……中略……もし一二の個人がほしいままに本会の最高機関の名義を使って、責任のもてぬ匿名の文書を発表するのであれば、我々北平の友人たちは、決してこの団体に参加することはできません。⁽¹²⁾

胡適は上海在住の「同盟」会員のうち、旧知の蔡元培・林語堂に真相究明を要求するとともに、「一二の個人」すなわち宋慶齡やスメドレーが「同盟」を恣意的に利用していると非難しているのである。彼は、以上のような書簡を上海に送ると同時に、成舍我、李濟之、陳博生ら北平の同志に同調を求めている。⁽¹³⁾ そればかりか、北平の英字紙 “The Yenching Gazette” 編輯部宛てに、政治犯からのアピールが偽造されたものである可能性の高いことを伝える書簡を送付している⁽¹⁴⁾。「私は嘘に基づいて改善をはかろうとは思っておりません。私は残虐行為を憎みますが、同時に虚妄をも憎んでおります」⁽¹⁵⁾という胡適の言葉に、もとより嘘はないであろう。実地に監獄の調査を行なった胡適としては、上海側の頭ごなしのやり方に不満を覚えたとしても無理はない。しかし、彼の取った行動は、発足したばかりの「同盟」に対する人々の信頼を損ね、「同盟」の破壊を目論む当局側の思う壺に嵌まるものであったことも確かである。胡適の書簡を受け取った蔡元培・林語堂・楊銓ら上海の会員は、胡適の主張に首肯すべき点のあることを認めた上で、「同盟」としての団結を呼びかける返信を胡適に送っている。

「そちらに参った際貴兄に申し上げたように、私たちが同盟のために奔走しても骨折りのわりに報われず、とりわけ所謂極左の人間は不満に思っています。しかし、心ある人々を集めて最低限の人権を獲得するには、とことん戦わなければなりません。ただちに内部からなんとか整頓していきますので、なにとぞ失望なさいませんように。」

楊銓 二月十日⁽¹⁶⁾

中国民権保障同盟の成立

「(公表に至る経緯を述べた上で) ゆえに、この文書を本会が発表すべきでなかったとしたら、その過失は本会の全会員が責任を負うべきであり、決して一二の人の過失ではありません。また、一二の人がほしいままに本会の名義を使用した結果では決してないことを、是非ご理解ください。」

蔡元培・林語堂 二月十三日⁽¹⁷⁾

「今回の事件は、監獄調査に当然少なからぬ悪影響をもたらすことでしょうが、なんとか手立てを講じ、今後いっそう慎重にやっていくよりほかないでしよう。貴兄も決して消極的になられぬようお願ひいたします。南京・北平の市党部が本会を圧迫しはじめている今、会の内部はもとより一致団結しなければなりません。」

楊銓 二月十四日⁽¹⁸⁾

「個人的には共産党をきらった⁽¹⁹⁾楊銓や、「ただ一般的に進歩に賛成していて、共産党に反対しないというだけ」⁽²⁰⁾の蔡元培ではあったが、彼等は、自分たちの努力が余り報われず、共産党側からも不満に思われていることを承知の上で、人権擁護のために団結することの必要性を説いてやまないのである。胡適のフェアプレー精神を重々理解しながらも、胡適流のフェアプレー精神では、現実の圧政に太刀打ちできないことを彼等は知っていたと言えるだろう。確かに、胡適の言うとおり、政治犯からのアピールは捏造されたものであったかもしれない。しかし、先に引用した千家駒の書簡にもあるように、政治犯に対する虐待が存在していたことは公然の秘密であったし、現に胡適宛てに何人もの囚人から監獄内の模様を伝える書簡がよせられていたのである。⁽²¹⁾こうした声には耳を閉ざし、自分が監獄調査に一度赴いて虐待の跡がなんら見出だせなかつたらというだけの理由で、アピールは贋物だと言いたてるのでは、胡適の唱える「プラグマティズム」がいかなる質のものか疑わざるを得ない。

さて、「一致団結」を求めた彼等の願いも空しく、胡適は彼の「正義」をふりかざして、「同盟」に対する批判をあからさまに発表はじめた。2月15日には、上海の英字新聞“North China Daily News”に談話を発表し、監獄内では自由に話ができ、拷問の証拠は全く見出だせなかつたと語っている。また、《独立

評論》第38号（2月19日）に発表した「民権的保障」の中でも、「同盟」の「『即時無条件に一切の政治犯の釈放せよ』という要求は、民権の保障ではなく、政府に対して革命の自由権を要求するものだ」と批判した上で次のように述べている。

「一つの政府を存続させるためには、政府を打倒しようしたり、政府に反抗しようしたりする一切の行動に対して、当然制裁を加えないわけにはいかない。」「今日この民権保障運動に参加している人々の言論を觀察してみると、彼等が大きな誤りを犯していると思わずにはいられない。すなわち、民権保障の問題を完全に政治問題だと見做し、法律問題だと考えていないことである。これは間違っている。⁽²²⁾」

さらに追い討ちをかけるように、2月21日にも“North China Daily News”に談話が発表された。

「ある種の団体が提案しているような、一切の政治犯を釈放し、法律によって断罪しないという要求を、『同盟』は提出すべきではないと、胡適博士は次のとく述べている。政府は、政府自身の存続を脅かすような行為に対処する権利を持っているはずである。しかし、政治犯の容疑者に対しても、その他の犯罪者と同じく法律的保障を与えるべきである。⁽²³⁾」

民権保障の問題はあくまで法律問題であって政治問題ではなく、政府には反対者を処罰する権利があるから、一切の政治犯を釈放せよという「同盟」の主張は誤りであると、胡適は公然と主張したのである。彼の主張は、近代的な民主主義のルールが貫徹されている社会においてはある程度認められるものかもしれない。しかし、当時の中国の実情に照らせば、政府による政治犯弾圧を正当化するものと言わざるを得ない。それゆえ、彼の主張の危険性をいちはやく察知した「同盟」の反応も素早かった。ただちに胡適に電報を打ち、その真意を確かめている。

本日上海《字林西報》に先生の談話が掲載されており、本会の政治犯釈放の主張に反対され、四つの原則を提議しておられます、これは本会宣言中の目的第一項に完全に違背いたしております。本当に先生のお考えなのでしょうか？　すぐに電報にてご返事ください。

中国民権保障同盟の成立

民権保障同盟 (二月二十二日) ⁽²⁴⁾

胡適の親しい友人であった楊銓も、胡適の翻意を求めて書簡を書き送っている。

二月二十一日付《字林西報》に貴兄の談話が載っていましたが、本会の発表した囚人からの文書を偽造だと指摘し、本会の政治犯釈放の主張に反対されていることについて、執行委員会は特に会議を開き討議しました。このように対外的に公然と会章に反対し会務を批判することは、必ずや反対者のお先棒を担ぐことになり、且つまた、会员が会議を通さず各自が異を唱える先例を開くことにもなりますゆえ、非常に憂慮致しております。すでに本会より電報で談話の真相をお尋ね致しましたので、本会を内部の異論のために瓦解されることのないよう、どうかご釈明願います。⁽²⁵⁾

しかし、胡適は返答しなかった。宋慶齡と蔡元培は、2月28日再び胡適に電報を打ち、

22日の電報に対し未だ返答が得られません。政治犯釈放の会章は断じて変更できません。会员でありながら新聞紙上で同盟を攻撃し、とりわけ組織の定めに違背されたことについて、どうか公にご訂正ください。さもなければ、自由に退会願って、会章を全うするのみ。すぐご返答戴けますようお願い致します。⁽²⁶⁾

という、最後の呼びかけを行なった。しかし、胡適はついにこれを黙殺して返答しなかったのであった。事ここに至れば、「同盟」としても、断固たる措置をとることで自らの姿勢を明らかにせざるを得ない。3月3日、「同盟」は、臨時中央執行委員会を開き、胡適の除名を決議した。除名理由は、胡適の発表した民権保障に関する基本原則が「同盟」の会章と合致しないこと、「同盟」に対する根拠のない攻撃を行なったことの二点であった。とりわけ、胡適が政治犯釈放に反対する態度を表明したことが最大の問題であった。「同盟」は胡適除名の発表に当たって、「政治犯の釈放と人権擁護運動は、その原則において不可分のものである」とわざわざ闡明している。すでに述べてきたとおり、胡適は民権保障問題を政治から切り離し、あくまで法律問題の枠内で処理しようと考えていた。政治犯の処遇が、現行法に照らして人道的な扱いであれば、それでよし

というわけである。政治犯がなぜ「政治犯」として捕らえられるに至ったのかについては、全く一顧だにしていない。これに対して、「同盟」が真に問題としていたのは、「政治犯」を生み出す現状、もつとほつきり言うならば、愛国者が「政治犯」として断罪されてしまう政治体制そのものなのであった。楊銓は、「同盟」総幹事として、かつての友・胡適にこう論駁している。

政治犯釈放を要求することと民権保障を求めるることは、同一の問題であり、政治犯釈放と、言論・出版・集会・結社の自由とは、軌を一にする問題なのである。政治犯が入獄したのは、実に人民の主権が十分發揮されることを求めた結果なのだ。

胡適氏は、政府には政府自身の存在を守る権利があり、政治犯釈放を要求することは革命の自由を求めるに等しく、虎に向かってその皮をよこせというようなものだと言う。氏が、政府を虎に例えているからには、氏の議論は政府を擁護するものであり、四つの建議をしたのは、虎の手先となっているからにほかならない。しかし、中国民権保障同盟は、人民の権利を保障するために結成されたものであり、氏の言う、同盟は法律を研究し司法行政を改善すべきだなどということは、実に政府の責任であって、同盟には関わりのないことである。……中略……

同盟最大の目的は、この（人権を抑圧する）卑劣な制度を消滅させるため奮闘することにあるのだ。⁽²⁸⁾

楊銓は、民権保障問題を政治問題と密接不可分なものとしてとらえ、人民が自らの主権を求めた結果、政府によって政治犯に仕立て上げられたものだと主張したのである。彼は、胡適流の、政治と切り離された民権保障運動をきっぱりと否定し、胡適の議論は政府を擁護するものだと言い切っている。楊銓のみならず、当時上海分会に参加していた魯迅もまた、胡適の主張を鋭く批判している。魯迅はかねて胡適の言動に关心を抱いていたらしく、胡適が「同盟」を攻撃した文章を搜して送ってくれるよう、北平在住の台静農に依頼している。⁽²⁹⁾ 胡適除名を決議した3月3日の臨時中央執行委員会にも魯迅は参加しており、陳漱渝の記すところに従えば、「まっさきに胡適除名を提案した」という。⁽³⁰⁾ それが事実か否かはともかくとして、国民党当局にしなだれかかるような胡適

中国民権保障同盟の成立

の姿勢を敏感に感じとつて、魯迅が反発を覚えていたことは確かである。「中国の監獄内の拷問は、公然の秘密である。」という書き出しに始まる「光明所到……⁽³²⁾」（3月15日執筆）のなかで、魯迅は特權的地位に安住する胡適に対する軽蔑と嫌悪をあらわにし、国民党当局と馴れ合い、当局に媚態を示すが如き胡適に徹底的な嘲弄を加えた。また、瞿秋白の執筆した「王道詩話」（3月5日執筆）は魯迅の見解をも反映したものであるが、2月21日の胡適の談話の一部を引いて、「これでとてもはつきりした！　これは、（人権ではなく）『政府権』を語っているものではないか！」⁽³³⁾と喝破している。彼のこの文章は、法治を隠れ蓑に現政権を擁護し、人権を口にしつつ圧政を粉飾するものだと、胡適を嘲罵して余すところがない。魯迅もまた、上海の多くの「同盟」会員とともに、国民党ににじりよっていくような胡適流の「民権擁護運動」を断固斥け、あくまで「同盟」の基本原則を堅持する立場に立ったのである。

胡適が「同盟」を批判する言動を強めていた際、「同盟」の将来を案じ、彼にこう忠告した人物がいた。

今、ある調査によれば、多くの政治犯は全く証拠もなく無罪と言えるにもかかわらず、各地に拘禁されています。保証人がいれば釈放されるのに、彼等の多くは貧しく身寄りもない者たちです。それゆえ、我々民権保障同盟は調査を行ない、その責任を果たしてこそ、はじめて民権保障の組織と言えるでしょう。さもなければ、同盟は支配階級の傀儡となってしまい、ただ人を欺くだけに終わってしまいます。

先生は民権保障同盟の発起人であられる以上、同盟の規約を断固実行し、言行を一致させねばなりません。疑いためらって決することができます、人の笑い者になってはなりません。これは私の忠告であり、提案でもあります。

奮起を期待しております。⁽³⁴⁾

「同盟」が単に聞こえのいい発言だけに終始し、何もしないのであれば、「支配階級の傀儡となてしまい、ただ人を欺くだけに終わる」という言葉は、正しく胡適をめぐる問題の核心を突くものである。政府当局と妥協するのか、それとも当局との対決をも辞さず、あくまで「同盟」の理念に忠実な行動を堅持

するのか、問題はまさにここにあったのである。しかし、残念ながら、現実の胡適は「疑いためらって決することができず、人の笑い者になって」しまったのであった。

- (1) 前掲「宋慶齡等発起中国民権保障同盟」：『資料叢稿』26頁。
- (2) 「中国民権保障同盟滬分会成立」：《申報》1933年1月18日。『資料叢稿』26～30頁。
- (3) 「民権保障同盟会北平分会成立」：《晨報》1933年1月31日。『資料叢稿』32～33頁。なお、このほかに、南京にも分会が設けられていたらしいことが、楊銓から胡適に宛てた書簡の文面からうかがえる。1933年2月10日付書簡；中国社会科学院近代史研究所中華民国史研究室編『胡適來往書信選』中冊（中華書局香港分局、1983年）、186頁。
- (4) 参加者名については、『資料叢稿』所収（26～33頁）の、当時の新聞記事に拠る。（ ）内の役職名は、原則として分会参加当時のものを記した。
- (5) アグネス・スマドレー『中国の歌ごえ』（高杉一郎訳、みすず書房、1957年）94頁。
- (6) 前注と同じ。同書103頁。
- (7) 1933年1月24日付、千家駒の胡適宛て書簡：前掲『胡適來往書信選』中冊、158～9頁。因みに、千家駒「紀念蔡元培先生」（千家駒『懐師友』7頁：人民日報出版社、1987年）に拠れば、胡適はこの手紙を受け取ってまもなく千家駒を楊銓に引き合わせ、その結果千は北平分会の具体的活動の責任者に任せられたという。
- (8) 例えば、1933年1月31日付、韓麟符（前掲『胡適來往書信選』中冊、160～162頁）；1933年2月2日付、楊韶秀（同書、173頁）；1933年2月4日付、周默秋（同書、175～178頁）などの書簡が今日残されている。
- (9) 《晨報》1933年1月27日；『資料叢稿』31～32頁。
- (10) 「北平民権同盟分会于卅日成立」、《大美晚報》1933年2月2日；前掲『紀念与研究』第三輯、94頁。
- (11) 胡適の蔡元培・林語堂宛て1933年2月4日付書簡。『胡適來往書信選』中

冊、178～180頁。

- (12) 胡適の蔡元培・林語堂宛て1933年2月5日付書簡。『胡適來往書信選』中冊、180～181頁。なお、引用中にある、《世界日報》社が送って寄越した書簡とは、何者かが胡適の名前を利用して同社に送った書簡を指している。
- (13) 胡適の成舍我・李濟之・陳博生宛て1933年2月5日付書簡。『胡適來往書信選』中冊、181頁。
- (14) 1933年2月5日。『胡適來往書信選』中冊、182～3頁。
- (15) 前注と同じ。
- (16) 『胡適來往書信選』中冊、185～6頁。
- (17) 『胡適來往書信選』中冊、187～8頁。
- (18) 『胡適來往書信選』中冊、188頁。
- (19) スメドレー前掲書、105頁。
- (20) 魯迅の言葉。馮雪峰『回憶魯迅』(人民文学出版社、1952年) 107頁。
- (21) 注(8)と同じ。
- (22) 『魯迅全集』第12巻(人民文学出版社、1981年) 156頁、「注」所引に拠る。
- (23) 「胡適昨日談片」：1933年2月21日“North China Daily News”。引用は、『資料叢稿』所収(109頁)の、周麗亜が中国語に訳出したものによるが、前掲『胡適來往書信選』中冊に附載された訳文(191頁)とは若干異なる。後者の訳文では、最後の部分を「政治犯の容疑者に対しても、その他の犯罪者と同じく法律に照らして処理しなければならない」と訳している。なお、『胡適來往書信選』中冊に附載された訳文では、掲載日が「2月22日」となっており、一日ずれがある。
- (24) 『胡適來往書信選』中冊、189頁。なお、《字林西報》は“North China Daily News”的中国語名である。
- (25) 楊銓の胡適宛て1933年2月23日付書簡。『胡適來往書信選』中冊、192頁。
- (26) 宋慶齡・蔡元培の胡適宛て1933年2月28日付電報。『胡適來往書信選』中冊、193頁。
- (27) 「民権保障同盟会開除会員胡適之」：《申報》1933年3月4日。『資料叢

稿』110頁。

- (28) 「楊銓駁胡適函——胡謂釈放政治犯為根本荒謬之要求」、《大美晚報》1933年3月7日；『紀念与研究』第三輯、104～5頁。
- (29) 台静農宛て1933年3月1日付書簡。前掲『魯迅全集』第12巻、155頁。
- (30) 魯迅のこの日の日記に、「往中央研究院」とある。『魯迅全集』第15巻、68頁。）なお、魯迅は中央執行委員ではなく上海分会の執行委員にすぎなかつたが、「同盟」の会議は大抵合同会議の形で開かれていたから、この時も出席を求められたのであろう。
- (31) 陳漱渝「魯迅与中国民権保障同盟」、北京魯迅博物館魯迅研究室編『魯迅研究資料4』（天津人民出版社、1980年1月）386頁。何に依拠してそう記したのか、陳氏は明らかにしていない。
- (32) 『魯迅全集』第5巻、63～64頁。
- (33) 『魯迅全集』第5巻、46～47頁。
- (34) 林一鳴の胡適宛て1933年3月1日付書簡。『胡適來往書信選』中冊、203頁。

結びに代えて

宋慶齡は、胡適除名の後、「中国民権保障同盟的任務」と題する文章を発表した。この文章は元来、「同盟」に対する様々な批判に反駁しつつ、「同盟」の活動の意義を強く訴え、民主的な諸権利の獲得と政治犯釈放の実現の二つが、中国の革命にとって必要欠くべからざるものであると力説するためのものであるが、その中でわざわざ胡適に言及している。

「本同盟は政党ではありませんから、我々の闘争要求を心から支持する全ての人を受け入れるものであります。しかし、政府の人民圧迫に手を貸したり、このような圧迫を弁護したりする人々は、本同盟において立脚の余地はありません。本同盟はまた、ただ単に政府の個別的な専横や残虐行為を軟弱に“批評”するだけで、そのじつ人民を圧迫する“合法的”テロリ

中国民権保障同盟の成立

ズムそのものは擁護し、国民党——地主、資本家、豪紳、軍人の政党——を支持して、民主的権利を抑制する人々を受け入れることはできません。」

「私たちはすでに一つの試練を経験しました。それを例にとってみましょう。胡適は同盟の会員であり、しかも北平分会の主席でありながら、あろうことか同盟に反対する活動を行ないました。彼のこのような行動は、反動的であり不誠実なものです。胡適は、同盟の発表した基本原則に同意して加入しました。ところが、国民党と張学良が公然と本同盟に反対すると、彼は怖くなり、彼の怯懦（を隠すため）の口実と弁解を捜しはじめたのです。本同盟がこのような“友人”を排除したことは、実に慶賀すべきことあります。」

「中国には多くの所謂“知識人”があり、胡適はその典型の一人です。拷問が彼等の目の前で行なわれなければ、彼等は監獄の中で拷問が行なわれていることを信じようとはしません。けれども、獄吏の面前でおおっぴらに話をする囚人などいるでしょうか？ 調査に来た人間に、拷問を受けたばかりの囚人を見せたり、拷問の場面を直接見せたりする獄吏などいるでしょうか？ 最も温和で最も軟弱な人であっても、中国の土牢の中の政治犯は家畜のように監房に押し込められていることを認めています。……中略……彼等には拷問に反抗する術もなければ、獄吏の蛮行に抗う力もありません。我々獄外の者が彼等を瀕死の状態から救い出すのをただ待つよりほかないのです。ですから、土牢の中から数万に上る政治犯を救出することは、本同盟の重要な任務なのであります。⁽¹⁾」

宋慶齡は、胡適と自分たち「同盟」会員との違いを際立たせることによって、「同盟」の目指しているものを殊更に強調していると言える。すなわち、我々「同盟」会員は、自分の置かれた特殊な地位に安住して権力者と適当に馴れ合っていく胡適のような「知識人」とは違うのだと、明確に一線を画しているのである。胡適除名後も「同盟」にとどまって活動を続けた人々は、もちろん全てやはり知識人ではあったが、彼等は自分たちの「生」と、民族と祖国の「生」とを一体化して意識していた人々であったに相違ない。

瞿秋白は「出賣靈魂的秘訣」において、胡適の談話の「九世の仇となるか、

百年の友となるかは、ひとしく目覚めるか否かにかかっている。日本が中国を征服できる方法はただ一つしかない。懸崖に馬をとどめて、中国侵略を徹底的に停止することが、かえって中国民族の心を征服することになるのだ。」という言葉を引いて、こう続けた。

なるほど、古代の儒教の軍師は「徳を以て人を服するものは王である。心から本当に服するからである。」と決まって述べている。胡適博士は日本帝国主義の軍師たるに恥じない。しかしながら、中国のつまらない人民の側から言えば、これは魂を売る唯一の秘訣である。……中略……

残念ながら、この「唯一の方法」の実行は、ひとえに日本の陛下の目覚め如何にかかっている。もし目覚めなければ、一体どうすればいいのか？胡適博士は答える。「如何ともしがたくなったら、一種の屈辱的な城下の盟⁽²⁾を本当に受け入れ」ればよいと。

胡適と袂を分かった「同盟」会員たちは、高みに立って傍観者のように中国の将来を論ずるのではなく、「つまらない人民」（原文：「小百姓」）の側、民族・国家と命運をともにする側に立っているという自負があったからこそ、あくまで自分たちの活動を堅持していくのである。彼等には、中国を現に侵略している日本の覚醒をのんびりと待ち、それがだめなら「城下の盟」すなわち、降伏して講和に応ずればよいなどとは到底考えることができなかつた。胡適の如上の発言と、蔡元培の次の言葉とを比べれば、一目瞭然であろう。

「中日の間の問題については、我々は断固とした態度を取るべきであり、何ものをも恐れぬ精神で抵抗すべきである。我々が抵抗しさえすれば、我々の後に続く者もまた抵抗し、中国に必ず活路が開ける。」⁽³⁾

国民党要人⁽⁴⁾との会食の席で、蔡元培は熱涙とともにこう語った。清末以来の革命家で、当時すでに齡六十半ばを過ぎていた蔡元培のこの言葉に、同席していた人々はみな感動せずにはいられなかつたという。蔡元培は、抗日こそが中国を亡国から救う唯一の方法だと信じていたのである。それゆえ、抗日活動のため罪に問われた政治犯の救済は、祖国の運命に関わる大事にほかならなかつた。彼のこうした思いは、他の「同盟」会員にも共通するものであったに違い

中国民権保障同盟の成立

ない。もう一つ指摘しておかなければならぬ点は、「我々が抵抗しさえすれば、我々の後に続く者もまた抵抗する」と蔡元培が確信していることである。中国人民に対する確固たる信頼を表明するこのような言葉を、我々は胡適から聞くことはできない。ここにも、胡適と蔡元培らを決定的に隔てる意識の差が窺えるであろう。

ところで、「同盟」を中国共産党の方針と直結させて論じる論者もいる。陳漱渝は、「同盟」の活動は全て中国共産党的直接的な影響下で行なわれたと述べている。彼の論点を要約すると、こうである：蘆溝橋事件以後、中国共産党の「全国人民総動員」の呼びかけの主要内容は、愛國運動の自由な展開、政治犯の釈放、「危害民国治罪法」と「新聞検査条例」の廃止、民衆による自衛などであるが、これは「同盟」の活動目標と合致しており、したがって、「同盟」は、「党の上述の呼びかけと、その精神が一致していただけなく、具体的な内容も相符合している。⁽⁵⁾

調べ得た範囲内でも、「同盟」が救済に当たった政治犯のうち、素性のわかる20人中、中国共産党員及びなんらかの関わりがあった人物が16人に上っている。もちろん、全く無名の政治犯の救済にも「同盟」は数多く関与していたから即断はできないが、中国共産党と某かの繋がりがあったことは十分考えられることではある。しかし、こうした状況証拠だけで、ただちに陳漱渝のように「その活動は全て党の直接的影響下で行なわれた」と決めつけてよいものだろうか。共産党の存在の重要性のみ強調するがごとき論断を下し、党との距離の遠近をもって「同盟」の歴史的功過を判定するのでは、歴史のダイナミクスを見失ってしまうであろう。共産党の影響を受けて行動していた人物が「同盟」内にいたとしても、だからと言って、「同盟」の功績を全て党にのみ帰することはできない。

なるほど、陳漱渝の言うように、「同盟」は党の要請に応じて生まれた組織であったかもしれない。けれども、「同盟」参加者の大半は、自分の意思に基づいて行動していたのであり、「同盟」の趣旨を知り、「民権」擁護のため自発的に参加を決意した人々が多かったはずである。抗日活動に対する国民党当局の弾圧を看過するに忍びず「同盟」に参加した者もいたであろうし、言論・出版・

集会の自由が当局によって脅かされている現状に抗議して参加を決意したものもいたであろう。すでに述べてきたように、蔡元培・楊銓・魯迅らは前者であろうし、鄒韜奮・胡愈之らジャーナリスト出身の会員は後者の要素を多く有していたことであろう。また、胡適のように、「民権保障」という看板にひかれて参加した人物も少なくなかったかもしれない。結果的に、胡適のような人物は、国民党に一步も譲らぬ「同盟」の強い姿勢についていくことができず離反していったわけであるが、彼等にしても、はじめから「政治資本を掠め取るために同盟に粉れ込んできた」（陳漱渝の言）わけではあるまい。むしろ、現実の政治犯救援活動を通して国民党当局と短兵相接する位置に立たされたとき、それに堪えられなかつた胡適らが、自然「同盟」から離れていかずにはいられなくなつたのだと見るべきであろう。つまり、「同盟」の進むべき道が、国民党との妥協の道ではなく、徹底した対決の道以外にはありえないことが明らかになつたとき、「同盟」会員それぞの真価が問われたのである。それを中国共産党との関係だけで論じたのでは、あくまで「同盟」に踏み止どまつて活動を堅持した中国の知識人たちの崇高な精神を矮小化してしまうことになる。このような態度は、中国共産党と結び付けることで直ちに「同盟」の存在意義を否定してしまう台湾側の姿勢と⁽⁶⁾、その発想の質において全く軌を一にするものであると言わざるを得ない。

中国民権保障同盟の結成当初にしぼって、厳しい政治環境の中で「同盟」に参加した中国の知識人の姿勢について縷述してきたわけであるが、本稿ではまだ十分に触れることのできなかつた問題が残つてゐる。それは、一つには、精力的な行動で「同盟」を実際に支えた総幹事楊銓についてであり、いま一つには、「長くはもつまい」⁽⁷⁾と考えながらも「同盟」と最後まで行動をともにした魯迅についてである。彼等と「同盟」との関係、そして彼等の橋渡しをした蔡元培の果たした役割については、稿を改めて詳しく論ずることにしたい。

(1) 初出不明。『資料叢稿』5～16頁。書かれている内容から見て、1933年3月11日以降に執筆されたものである。

(2) 前掲『魯迅全集』第5巻、76～77頁。魯迅が自分の作品集『偽自由書』

中国民権保障同盟の成立

に収めていることから考えて、魯迅の意見をも反映しているか、少なくとも魯迅としても異論のないものであったと見てよいであろう。

- (3) 王世杰「追憶蔡先生」。原載：重慶《中央日報》1940年3月24日。前掲『蔡元培先生全集』所収に拠る(1422頁)。なお、蔡元培と「同盟」との関わりについては別稿にて詳しく取り扱う予定であり、ここでは余り立ち入らない。
- (4) 蔡尚思『蔡元培学術思想伝記』(84頁、棠棣出版社、1950年)に拠れば、この「要人」とは国民政府行政院院長の汪兆銘であるという。
- (5) 前掲「魯迅与中国民権保障同盟」：『魯迅研究資料4』、373頁。
- (6) 例えば、王建民『中国共産党史稿』(台北、1965年)では、「中共は宋慶齡・蔡元培・楊杏佛らを利用して、民権保障同盟を組織した」と決めつけて、否定的に評価している。(第十三章、145頁)
- (7) 魯迅は、1933年2月12日付の台静農宛ての書簡に、「民権保障会は恐らく長寿を保てぬでしょう」と記している。『魯迅全集』第12巻、150頁。

(完)